

**建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する
許可基準**

平成18年4月1日制定

建築基準法第51条の許可を要する産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設(以下「処理施設」という。)は、関係法令を遵守し、地域の環境に配慮するとともに、次の基準に適合しなければならない。

(立地)

- 1 処理施設は、工業地域又は工業専用地域に建築(「用途の変更」を含む。以下同じ。)することを基本とする。ただし、臨港地区内においては、港湾法又は横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に適合しない処理施設は、建築しないこと。
- 2 処理施設は、住居系又は商業系の用途地域には、建築しないこと。
- 3 処理施設は、準工業地域又は市街化調整区域で、風致地区、地区計画区域又は建築協定地区が指定されている地区又は区域には、建築しないこと。ただし、地区計画又は建築協定において処理施設の建築を認めている場合は、この限りでない。

(周辺環境)

内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として、学校、病院等に近接しないこと。

特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響を与えないよう、十分な対策を講じること。

(道路、交通等)

- 1 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことができる幅員を有すること。
- 2 処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないよう、対策を講じること。

(住民説明)

許可申請書の提出前までに周辺住民等に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準運用基準

平成18年4月1日制定

(趣旨)

この運用基準は、処理施設に関する許可基準を施行するため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

この運用基準における用語の意義は、建築基準法、建築基準法施行令、都市計画法、都市計画法施行令の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 内陸部 鶴見区、神奈川区又は西区においては、首都高速道路横浜羽田線より山側の区域、中区、磯子区又は金沢区においては、国道357号から山側の区域とする。

(適用対象処理施設)

処理施設は、建築基準法施行令第130条の2の2に掲げるものとする。

(周辺環境)

- 1 「学校、病院等」とは、学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は住居系の用途地域内の住宅とする。
- 2 「影響」とは、処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭とする。
- 3 「十分な対策」とは、学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策とする。

(道路、交通等)

- 1 「安全にすれ違うことができる幅員」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 廃棄物又は処理後の物品の運搬に使用する車両が大型車の場合は6.5m以上。
 - (2) 廃棄物又は処理後の物品の運搬に使用する車両が普通車のみの場合は5.0m以上。
- 2 廃棄物又は処理後の物品の運搬に使用する車両がスクールゾーンの区域を通行する場合は、当該車両の運行は、園児、児童又は生徒の登下校の時間帯を避けること。
- 3 処理施設の敷地の出入口には、出庫灯等の安全対策を講じること。
- 4 周辺の交通に支障が生じないよう対策を講じるとともに、管轄する警察署と十分な協議を行うこと。

(住民説明)

- 1 周辺住民等とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する自治会、商店街、工業会等の団体。
 - (2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者。
 - (3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者。